（令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第三条　令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

本則中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、本則の表中「一・二四〇」を「一・二七三」に、「一・二五〇」を「一・二八四」に、「一・二七八」を「一・三一三」に、「一・二八四」を「一・三一九」に、「一・二九〇」を「一・三二五」に、「一・三〇〇」を「一・三三五」に、「一・三一一」を「一・三四六」に、「一・三一二」を「一・三四七」に、「一・三一六」を「一・三五二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（退職者給付拠出金に関する経過措置）

2　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項に規定する第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二条の六の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「間、」とあるのは「間、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十号。以下この条において「令和六年改正政令」という。）第一条の規定による改正前の」と、「（国民健康保険法）」とあるのは「（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法）」と、「納付額」と、」とあるのは「納付額」と、令和六年改正政令第一条の規定による改正前の」と、「納付」と、」とあるのは「納付」と、令和六年改正政令第一条の規定による改正前の」とする。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

3　令和六年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十一号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第一項の規定により読み替えられた同法第八条第一項並びに第二項、第三項及び第六項（これらの規定を同法第八条の二第二項及び第八条の四第五項において準用する場合を含む。）並びに第七項並びに第八条の二第一項及び第三項、同法第八条の三第二項第五号、同法第二十七条の二第一項の規定により読み替えられた同法第二十六条第一項（同法第二十七条の二第一項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十七条第三項、同法第二十七条の二第二項、同法第三十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項各号、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十八項ただし書並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第八条第四項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令

本則中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の下に「（以下「法」という。）」を、「改定率」の下に「（以下「改定率」という。）」を加え、「一と」を「一・〇二七と」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（法第八条の三第一項の改定率の改定）」を付し、同条の次に次の五条を加える。

（令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害年金及び障害一時金の額）

第二条　令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害年金に係る法第八条の三第一項の規定により読み替えられた法（以下この条において「読替え後の法」という。）第八条第一項の表に規定する次の各号に掲げる政令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一　その額に一〇分の七を乗じて得た額を基準として政令で定める額　四、一一四、三〇〇円

二　五、七二三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　五、八七七、五〇〇円

三　四、七六九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　四、八九七、八〇〇円

四　三、九二七、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　四、〇三三、〇〇〇円

五　三、一〇八、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　三、一九一、九〇〇円

六　二、五一四、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　二、五八一、九〇〇円

七　二、〇三三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　二、〇八七、九〇〇円

八　一、八五三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、九〇三、〇〇〇円

九　一、六八六、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、七三一、五〇〇円

十　一、三五二、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、三八八、五〇〇円

十一　一、〇八九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、一一八、四〇〇円

十二　九六一、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　九八六、九〇〇円